令和３年８月１０日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

１、開催日時：令和３年８月１０日（火）
　　午後２時００分から午後３時００分

２、開催場所：高森総合センター2 階　大会議室

３、出席委員

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 谷川　春水 | 2 番 | 髙崎　堅誌 | 3 番 | 首藤　光一 |
| 4 番 | 楢木野　繁英 | 5 番 | 色見　隆夫 | 6 番 | 工藤　進二 |
| 7 番 | 矢津田　勇次 | 8 番 | 岡本　房雄 | 9 番 | 三森　一男 |
| 10 番 | 甲斐　正一 | 11 番 | 城井　若生 | 12 番 | 三森　伸治 |
| 13 番 | 吉良山　友二 | 14 番 | 山村　珠美 | | |

４、欠席委員　なし

５、議事日程

第１　議事録署名委員の指名に関する件

第２　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

第３　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件

第４　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件

第５　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画（案）の承認について

６、農業委員会事務局職員

局長　　髙崎　康誌

係長

係　　後藤　一寛（代理）【農林政策課長】

| | |
|---|---|
| 事 務 局 | 第５回、阿蘇郡高森町農業委員会総会を開催したいと思います。<br>では、農業委員会会議規則第６条の規定によりまして、本日は全員ご出席で、過半数以上の委員の出席がありましたので、会が成立しましたことを御報告いたします。<br>では、まず会長から御挨拶をお願いします。 |
| 会　　長 | こんにちは。<br>相変わらずコロナ禍の中で、オリンピックは何とか無事に終わりましたけれども、５回目の感染のピークが来ているというようなことで心配しております。<br>また、農家につきましても全国どこでも一緒ですが、後継者がいないというようなことに対して、公的機関あたりも少しずつ動き始めまして、第三者に経営移譲がスムーズにいくように農業会議とかも少しずつ動き始めております。<br>５年間、研修みたいな感じで受け入れて、５年後には農地あたりも譲っていくというような形でも、農地を守っていこうとするような動きが、公的機関の中からも出てきておるというようなことでございます。<br>私たち農業委員もそれがきちっと確立されれば、それに乗らなければいけない時がもう来ていると、思っております。<br>今後、現在ある農地はそのまま維持をしていくというような方向に考え方を変えていただけたらなと思いました。<br>ただ今から総会を始めます。よろしくお願いいたします。 |
| 事 務 局 | 報告いたします。事務局係員の職員が諸事情により長期休暇を取っておりますので、今回は代理で、農林政策課長にご出席いただいております。 |
| 農林政策課長 | 事務局職員の代理を務めさせていただきます。よろしくお願いします。 |
| 事 務 局 | 議長につきまして、農業委員会の会議規則第２条の規定により会長にお願いします。 |
| 議　　長 | それでは、規定はそのようになっておりますので、私が務めさせていただきます。**「議第２１号」** |
| 事 務 局 | 議第２１号、高森町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。<br>本委員会の決定に附する。<br>令和３年８月１０日提出、高森町農業委員会会長　城井若生。 |
| 議　　長 | はい。議事録署名委員の指名に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。 |
| (複数委員) | 議長一任。 |
| 議　　長 | はい。一任ということでございますので、本日は７番委員、８番 |

委員、よろしくお願いいたします。
　続きまして、**「報告第４号」**

事 務 局　報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について。
　別紙のとおり本委員会に報告する。
　令和３年８月１０日提出、高森町農業委員会会長　城井若生。

議　　長　報告第４号、この案件につきましては報告案件でございますので、事務局から説明がございます。

事 務 局　事務局より報告させていただきます。
　２件ありまして、こちらにつきましては補足資料が１ページから４ページになります。
　内容につきましては、相続により登記が行われた分です。
　内容は資料のとおりで、１番の案件は、将来的には植林を行うか第三者に貸与したいというふうな希望をもっていらっしゃいます。
　２番の案件につきましては、農地については今のところ近所の住民の協力もありまして、管理はできておるということす。
　将来的には果樹を植えるなどして利用を考えていますということでした。
　以上です。

議　　長　はい。ありがとうございました。
　親子間の相続だと思いますけれども、何か御意見ございますか。

（複数委員）　ありません。

議　　長　ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。
　続きまして、**「議第２２号」**

事 務 局　議第２２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件。
　別紙のとおり本委員会の決定に附する。
　令和３年８月１０日提出、高森町農業委員会会長　城井若生。

議　　長　これにつきましては、担当委員さんがいらっしゃいますので、番号１については５番委員さんに説明をしていただきます。

５番委員　議第２２号、農地法第３条第１項審議資料の１番について説明します。
　補足資料は６ページ、７ページになります。申請者等は左記のとおりです。
　譲渡人は高齢で、農業を続けることが困難になったために売買するものです。
　売買後は造園業の譲受人が樹木栽培園として活用するとのことです。

御審議いただき、御決定されますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　はい。今説明いただきましたが、売買の所有権移転ということで、備考の欄に詳しく理由は書いてございますけれども、何か御意見ありますか。補足等もあればお願いしたいです。

農林政策課長　　私のほうから若干説明というか、情報としてお伝えいたします。

買われる方は農業後継者ですので、本来であれば後継者取得ということで非課税の土地の売買、中間管理とか、そういったもので持っていくべきでございました。そういう働きかけもしましたが、譲渡人の方が売買を急がれていたため、そういう事情で今回３条申請となりました。

もし今後、後継者の方等が取得する案件とかがあれば、８００万円とかの控除がありますので、税法のほうは改正されていて、昔は特別控除というのが１００万円とか、例えば５００万円で売ったとき１００万円控除して、その残りの４００万円が課税対象という形になっておりましたけども、今は特別控除がなくなっております。

従いまして、５００万円に対して１５％の税率で税金がかかってくるというふうな仕組みに、変わっております。

ですから、極力そこらあたり、私どもも注意してやり取りには携わっていますが、今回に関してはこういうことで３条として上げられました。

もし３条の場合にそういうふうにしようとすれば、農業委員さんの中から斡旋員を２人指名して、斡旋員として農業委員さんが仲介に入り交渉してもらう、そういうふうにすればより良い方向に向かうと思います。あくまでも参考までに、今回のケース、説明させていただきました。

以上です。

議　　長　　はい。ありがとうございました。

それは要するに後継者が農地を取得する場合、認定農業者のところの後継者が土地を取得する場合ですか。

農林政策課長　　そうですね。対象になり得る後継者です。

議　　長　　であれば、そういったのがあるとすれば、利用はしたほうが得だと。

若干、その手続き上、いろいろと事務的には面倒かもしれませんが、金額が大きくなればなるほど、そういったことは利用すべきじゃないかなと感じておりますが。

もしそういうのがあったときには、詳しく分からないときには課長のほうに聞きに行って、利用したが良いよというようなことで、利用をしていただければいいかなと思います。

ほかにございませんか。

（複数委員）　ありません。

議　　長　はい。ないというところでございますので、番号２にいきたいと思います。

番号２については、事務局のほうから説明をしていただきます。

事 務 局　２番につきましては、私から説明させていただきます。

資料につきましては、８ページ、９ページをご覧ください。

まず、所有者の方は昨年度、町営住宅に移られて、今、施設に入所されていらっしゃる方です。

農家を離農したいということで希望がありまして、酪農業を営んでおります譲受人に土地を譲りたいということで申請いただいています。

利用形態は牧草地として利用を考えておられます。

以上です。

６番委員　この住所は、直接、私は聞いておりませんけど、住所的には記載の住所ですが、現在私の近所にお住まいです。

田んぼと、牛も飼っておられます。

酪農じゃなくて繁殖牛をやっておられると思います。

記載の住所を見たときに、高森町ではないから私には話がなかったと思いました。

同一の方ならば農業者であるのは間違いないと思います。

よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　はい。ありがとうございました。

６番委員　はい。実質、私の近所で牛を飼っておられます。

議　　長　この人もご近所のお宅の息子さんでしょうから、後継者なんでしょう。

６番委員　後継者ですね、はい。

議　　長　ということであれば、先ほどの事例に該当しますか。認定農業者ですか。

事 務 局　彼は対象にならないと思います、認定農業者ではないので。

議　　長　私たちも顔は１、２回見たことがあって、挨拶したこともございますけれども、親父さんと一緒に黒牛の繁殖をしているというふうに聞いておりますので、後継者だろうなとは思っております。

そういうようなことでございますけれども、何か御意見ございますか。ありませんか。

（複数委員）　ありません。

議　　長　はい。ないというようなことでございますので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第２３号」

事 務 局　議第２３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和３年８月１０日提出、高森町農業委員会会長　城井若生。

議　　長　はい。この第２３号の案件につきましては、１番委員さんと関係がございますので、一時退席をしていただきます。

（１番委員　退席）

議　　長　はい。これにつきましては、２番委員さんから説明をいただきます。

２番委員　議第２３号、農地法第５条審議資料。

９ページの１番です。補足資料は１１、１２ページとなっております。

申請者等の情報は左記のとおりで、農事組合法人は法人専用の農業機械倉庫とライスセンターの設置を予定しており、当該農地を賃貸借することにより実施したいとのことです。

事 務 局　この件につきまして、私から御説明をいたしたいと思います。

この件に関しましては、会長と副会長には大変御迷惑をおかけしまして申し訳なく思っております。

農業振興地域の農用地から農業施設用地への用途変更がまず一つと、それと転用するには許可申請書の許可後にいろんなことはしていただくのですが、説明等をしてもなかなか納得してもらえない。

自分の事情だけを申し立てられて、困っておりました。

今回、県とも相談をいたしまして、結論的には農振地域の農業用途変更、それと今回のこの転用申請を同時進行で行うという形になりました。

ここにありますとおり、面積としては４，２００㎡ぐらいあります。

その中の１，６００㎡ぐらいがビニールハウスの強固なもの。

機械装置の機械のほうが４００㎡ぐらいだったと思います。

それと、もう一つのミニライスセンターが、木造の学校形式の大きいもので１，６００㎡ほどの施設になります。

あと、残りの１，６００㎡ですが、残地は駐車場とか、そういったものになります。

書類関係も一式揃っておりますし、始末書も当然いただいております。

そこらあたりのところは、代表の方には伝わりませんでしたが、副代表他、役員の方々には説明をして、以後、こういうことがないようにということでお話を進めさせていただいております。

以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。
　私も聞いたときに、農地に農業用施設を造るということ自体はやぶさかではないですけれども、手続きが全然なされてないので、是正をしてほしいというような、相当な働きかけをしたというふうに聞きました。
　なかなか厳しいだろうなというような感覚をもっておりましたが、県あたりも事情をよく理解をして頂いたのでしょう。
　そういうことであればということで、今日に至ったと思いますので、いかがでございますか。
事 務 局　　生産に関わる施設であることは間違いないです。
６番委員　　いわゆる事前着工というわけだろう。
議　　長　　まあそういう形ですね。事前着工といったらある程度、申請をして、まだ許可が出ないうちにやるというのでしょうけど、まだその申請自体がなされなかったというところがありますので、事務局あたりは相当苦労しただろうと思っております。
議　　長　　いかがでしょうか。今後は、気を付けていただくことで、今回はこれで良いというようなことで、ようございますか。
（複数委員）　　はい。
議　　長　　はい。ということでございますので、２３号についてはこのように決定をいたします。
　（１番委員　着席）
議　　長　　はい。１番委員も戻って来られましたので、**「議第２４号」**
事 務 局　　議第２４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。
　別紙のとおり本委員会の決定に附する。
　令和３年８月１０日提出、高森町農業委員会会長　城井若生。
議　　長　　はい。議第２４号につきましては、基盤強化促進法の農地利用集積計画ということでございますので、事務局から説明をしていただきます。
事 務 局　　１番の方につきましては、現在、農業者年金を受給されておりまして、それに係る契約の期限が、今回７月で切れます。
　そういうことで、今回、継続ということで届けがありましたので、その分を記載しております。
　農地につきましては、２１筆ほどになっております。
　以上です。
議　　長　　はい。ありがとうございました。
　年金が絡んだ案件でございまして、１０年間ですかね。
　また１０年間の契約更新というようなことになっております。
　これでようございますか。

| | |
|---|---|
| （複数委員） | はい。 |
| 議　　長 | はい。これでいいということでございますので、このようにいたします。<br>これをもちまして、本日の案件は全て終わりました。<br>何か総合的に見落としているところがございましたら、言っていただきたいと思いますが、ありませんか。 |
| （複数委員） | ありません。 |
| 議　　長 | はい。無いようでございますので、本日の農業委員会の総会を以上で締めます。<br>お疲れ様でした。 |